1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

<住宅の耐震化>

○ 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、 住民の命を守ることが最優先との観点から、「井手町建築物耐震改修促進計画」に基づ き、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)を推進する必要があ る。また、町営住宅についても、「井手町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や 耐震等を促進する必要がある。

(建設課、同和・人権政策課)

○ 井手町内の防災拠点となる公共施設等については耐震化率 100%であるが、神社・ 仏閣等、多数の者が使用する建築物(特定建築物)について調査を行い、用途や立地 条件を踏まえ「井手町建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を啓発していく必要 がある。

(総務課、建設課、社会教育課)

○ 鉄道駅舎、連絡通路、踏切、自転車駐車場等について、利用者及び周辺住民の安全 を確保する観点から、鉄道事業者や府と連携しながら、耐震化、バリアフリー化を促 進する必要がある。

(建設課、総務課)

<地震や火災に強いまちづくりの推進>

○ 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備 を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を、府や関係団体等と連携 しながら推進する必要がある。

(建設課)

○ 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全 性に関する注意喚起を行う等の取り組みを進める必要がある

(建設課)

<被災建築物・宅地の危険度判定>

○ 地震発生後の二次災害防止のため、地震被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険 度判定を速やかに実施できるよう、府及び近隣市町村と連携を図り、体制の充実・強 化を図る必要がある。

(建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

- ・住宅の耐震化率 83%
- ・防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化率 100%

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<地震や火災に強いまちづくりの推進>

○ 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化 や建替えなどを促進する必要がある。

(建設課)

○ 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を、府や関係団体等と連携しながら推進する必要がある。(再掲)

(建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

・(再掲) 住宅の耐震化率 83%

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<総合的な治水対策>

○ 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、 国や府、市町村等と連携・協動しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による 被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進する必要がある。

(上下水道課、建設課)

○ 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、ため 池の決壊防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザード マップの作成、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を行 う必要がある。

(総務課)

<河川、下水道施設の整備推進>

○ 木津川堤防の強化工事、樋門の内水強制排除設備の整備、また、木津川河川区域内の 立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら着実に推進する必要がある。

(建設課)

○ 木津川水系の河川である青谷川、南谷川、玉川、渋川について、府による河川点検・調査・整備を促進するとともに、排水路等の浸水対策を着実に推進する必要がある。

(建設課)

○ 下水道の雨水対策については、老朽化した合藪ポンプ場の施設設備の修繕計画を策

定し更新修繕を進める必要がある。

(上下水道課、建設課)

○ 町内の準用河川・普通河川について、木津川水位上昇により樋門が閉まれば、内水排除ができない等の状況にあるため、土砂の堆積等について、定期的に点検調査を行い、良好な状態と保つため計画的に浚渫等を行う必要がある。

(建設課)

< 洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策>

○ 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)をはじめ、必要に応じて地域防災計画やマイ防災マップの更新などソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路を確認できる環境の実現により、住民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務課)

〈指標:現状値(R1)〉

- ・合藪ポンプ場の施設設備修繕更新(ポンプ5台) 0台
- ・町が管理する準用河川 5河川 4.08km
- ・普通河川 10 河川 11.52 k m
- ・内水ハザードマップ作成 0%
- ・防災重点ため池の調査 完了
- ・防災重点ため池のハザードマップ作成 完了

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

<総合的な土砂災害対策>

○ 府が実施する砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多く時間と費用がかかり速やかに住民の生命財産を守ることができない状況にあるため、府と連携し、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、住民の防災意識の向上のための啓発運動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(総務課)

<土砂災害に備えたハード整備>

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。また、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所を保全する箇所等を優先し緊急性の高いものから重点的に整備するよう、府に要望する必要がある。

(総務課、建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定箇所数 50 箇所

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者発生

<住民への通信手段の確保>

○ 防災関係機関相互の情報共有と住民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要 拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要があ る。

(総務課)

○ 安否情報や避難生活に役立つ情報を入手可能な環境整備を必要に応じて行っていく 必要がある。

(総務課)

<災害危険情報の収集・伝達体制の確立>

○ 府が公開している防災情報の入手法を住民に広報する必要がある。

(総務課)

○ J-ALERT を始め、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保する必要がある。

(総務課、企画財政課)

〈指標:現状値(R1)〉

・同報系防災行政無線の整備 0%

- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
 - 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 停止

<物資等の備蓄、供給体制>

○ 地域防災計画に基づき、備蓄倉庫に、防災関連物資・備品等を計画的に備蓄するとと もに、府及び商工業者と連携して効率的な物資の調達・提供体制を構築する必要があ る。

(総務課)

<防災拠点施設等の機能維持対策>

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源である予備電源又は蓄電池を確保する必要がある。

(総務課)

<ライフライン施設の応急復旧体制の構築等>

○ 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時 応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する必要がある。

(総務課、建設課)

○ ライフライン事業者に対し、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の 策定等を要請し、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る必要がある。

(総務課、上下水道課)

○ 電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化及び平時から適切な維持管理及び台帳整備を促進する必要がある。

(上下水道課、建設課)

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(上下水道課)

<上水道施設の耐震化>

○ 上水道施設の耐震化を着実に推進する必要がある。

(上下水道課)

<被災者の生活対策>

○ 防災広場等において、かまどベンチなどを整備するとともに、災害時に役立つ機能 を有した資材を配備する必要がある。

(総務課)

<エネルギー供給の多様化>

○ 温室効果ガスの排出抑制のみならず、住民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る必要がある。

(産業環境課)

○ 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」)の導入を促進する必要がある。

(産業環境課、総務課)

<災害時の医療・救護体制の整備>

○ 災害用医薬品について、府と連携を図り、スムーズな供給体制を確保する必要がある。

(保健医療課、保健センター)

〈指標:現状値(R1)〉

・備蓄倉庫の備蓄率 100%

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。

(建設課)

<避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保・整備>

○ 救急救援活動等に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路について、橋梁の耐震化・ 長寿命化や法面防災対策等を着実に推進する必要がある。

(建設課)

くライフライン施設の応急復旧体制の構築等>

○ 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時 応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する必要がある。(再掲) (総務課、建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

- ・道路整備率(幅員 4m以上) 44,816m
- · 歩道整備延長 1,779m

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<自主防災組織の活動支援>

○ 自主防災組織等が行う防災訓練や、消防団等と連携した危険箇所の把握など、各地域での防災・減災活動の支援をはじめ、地域の防災マップ、地区防災計画の作成を進める必要がある。

(総務課)

<消防団の活性化>

○ 消防学校による消防団員の教育訓練をはじめ消防団が活発に活動する地域づくりを 府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を採り入れるなど、消防団の機能強化を図 る必要がある。

(総務課)

<応援・受援体制の強化>

○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、日本赤十字社等の関係各機関や、府、近隣市町村と連携しながら、災害対応能力の向上を図り、その実効性を常に向上させる必要がある。

(総務課)

〈指標:現状値(R1)〉

- · 自主防災会結成率 100%
- ・自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布 100%
- ・消防団充足率 93%
- ・消防団ポンプ庫の耐震化率 100%

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<帰宅困難者の安全確保>

○ 帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保のため、支援体制を整備するととも に、その安全を確保する必要がある。

(総務課)

○ 大規模災害時に鉄道が不通になった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する必要がある。

(総務課、産業環境課)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給 の途絶による医療機能の麻痺

<応援・受援体制の強化>

○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、日本赤十字社等の関係各機 関や、府、近隣市町村と連携しながら、災害対応能力の向上を図り、その実効性を常に 向上させる必要がある。(再掲)

(総務課)

<救助・救出活動の能力向上>

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察(広域警察航空隊)、消防、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム(DMAT)、災害医療ボランティア等による受援体制を確立するため、 保健医療体制の調整を行う必要がある。

(総務課、保健センター)

<避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保・整備>

○ 救急救援活動等に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路について、橋梁の耐震化・ 長寿命化や法面防災対策等を着実に推進する必要がある。(再掲)

(建設課)

<医療・福祉施設の耐震化等>

○ 医療施設、社会福祉施設は、24 時間稼動が求められる施設であることから、耐震整備とライフラインの確保が図れるよう求める必要がある。

(保健医療課、保健センター、高齢福祉課、住民福祉課)

<災害時の医療・救護体制の整備>

○ 京都府緊急災害医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を広域で実施する必要がある。

(保健センター)

○ 府が行うドクターへリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する必要がある。

(総務課、保健センター)

○ 災害用医薬品について、府と連携を図り、スムーズな供給体制を確保する必要がある。(再掲)

(保健医療課、保健センター)

<災害時の医療提供のための避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保>

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路等の整備を着実に進める必要がある。また、避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の橋梁の長寿命化や耐震化及び法面防災対策、重要な道路を守るためにも治水、土石流等対策を国や府と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。

(建設課、総務課)

<交通・物流施設の耐災害性の向上>

○ 救急救援活動に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策を計画的に実施する必要がある。

(建設課)

○ 医療機関との情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、放置車両や倒壊構造物撤去に係る道路管理者等との連携を促進することにより、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

(保健医療課、保健センター、建設課、総務課)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、関係機関と連携し、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期整備を求めていく必要がある。

(建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

・国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス町道整備箇所 0箇所

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<感染症のまん延防止>

○ 災害発生後等の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者等の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する必要がある。

(保健センター)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生

<被災者の生活対策>

○ 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、熱中症予防などのために空調機 の新設や更新を行うなど、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制 を構築する必要がある。

(総務課、保健医療課、保健センター、高齢福祉課、住民福祉課)

<特別な配慮が必要な人への支援>

○ 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行うものの確保、避難所生活に おける介助者の確保など、要配慮者支援の取り組みを必要に応じて進める必要がある。 (総務課、住民福祉課、高齢福祉課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策>

○ 避難所に指定している防災拠点施設等の災害時においての安全・安心を確保するため、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を図る必要がある。

(総務課、施設所管各課)

○ 防災指揮中枢である役場庁舎について、浸水時の対応、施設・設備の老朽化等への対応するため、防災機能を強化した新庁舎の建設を推進する必要がある。

(総務課)

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源である予備電源又は蓄電池を確保する必要がある。(再掲)

(総務課)

<行政における業務継続体制の確立>

○ 業務継続計画 (BCP) の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制の充実を図る必要がある。

(全課)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<住民への通信手段の確保>

○ 防災関係機関相互の情報共有と住民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要 拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要があ る。(再掲)

(総務課)

○ 安否情報や避難生活に役立つ情報を入手可能な環境整備を必要に応じて行っていく 必要がある。(再掲)

(総務課)

<災害危険情報の収集・伝達体制の確立>

○ 府が公開している防災情報の入手法を住民に広報する必要がある。(再掲)

(総務課)

○ J-ALERT を始め、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、企画財政課)

<防災拠点施設等の機能維持対策>

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源である予備電源又は蓄電池を確保する必要がある。(再掲)

(総務課)

〈指標:現状値(R1)〉

・(再掲) 同報系防災行政無線の整備 0%

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<災害危険情報の収集・伝達体制の確立>

○ 府が公開している防災情報の入手法を住民に広報する必要がある。(再掲)

(総務課)

○ J-ALERT を始め、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、企画財政課)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<災害危険情報の収集・伝達体制の確立>

○ 府が公開している防災情報の入手法を住民に広報する必要がある。(再掲)

(総務課)

○ J-ALERT を始め、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、企画財政課)

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

く「京都 BCP」参画による地域社会全体の活力の維持>

○ 事業継続計画 (BCP) の考え方を京都全体に適用する「京都 BCP 行動指針」の主旨に 基づき、地域社会全体の活力の維持・向上を図る必要がある。

(総務課、産業環境課)

<地域産業の活力維持>

○ 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府などと連携して準備を進める必要がある。

(産業環境課)

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、 道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被 災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修 繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画 的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化>

○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の 確保)に向けて、新名神高速道路等の高速道路のネットワークの整備やJR 奈良線の 全線複線化を求めていく必要がある。

(総務課、建設課、企画財政課)

〈指標:現状値(R1)〉

- (再掲) 道路整備率(幅員 4m以上) 44,816m
- · (再掲) 歩道整備延長 1,779m

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚 大な影響

くライフライン施設の応急復旧体制の構築等>

○ 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時 応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する必要がある。(再掲)

(総務課、建設課)

- 鉄道及びライフライン事業者に対し、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を要請し、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る必要がある。(再掲) (総務課、上下水道課)
- 電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化及び平時から適切な維持管理及び台帳整備を促進する必要がある。(再掲)

(上下水道課、建設課)

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程 や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ラ イフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(上下水道課、総務課、産業環境課)

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通・物流施設の耐災害性の向上>

○ 救急救援活動に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路や避難路について、道路橋の 耐震化や法面防災対策を計画的に実施する必要がある。(再掲)

(建設課)

○ 医療機関との情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、放置車両や倒壊構造物撤去に係る道路管理者等との連携を促進することにより、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(保健医療課、保健センター、建設課、総務課)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、関係機関と連携し、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期整備を求めていく必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化>

○ 複軸の交通ネットワークの構築 (災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確

保)に向けて、新名神高速道路等の高速道路のネットワークの整備や JR 奈良線の全線 複線化を求めていく必要がある。(再掲)

(総務課、建設課、企画財政課)

〈指標:現状値(R1)〉

- (再掲) 道路整備率 (幅員 4m以上) 44,816m
- (再掲) 歩道整備延長 1,779m
- ・(再掲) 国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス町道整備箇所 0箇所

5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

く「京都 BCP」参画による地域社会全体の活力の維持>

○ 事業継続計画(BCP)の考え方を京都全体に適用する「京都 BCP 行動指針」の主旨に基づき、地域社会全体の活力の維持・向上を図る必要がある。(再掲)

(総務課、産業環境課)

○ 地元金融機関のサービスが機能停止しないよう業務継続体制の強化を要請する必要 がある。

(産業環境課)

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通・物流施設の耐災害性の向上>

○ 救急救援活動に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路や避難路について、道路橋の 耐震化や法面防災対策を計画的に実施する必要がある。(再掲)

(建設課)

○ 医療機関との情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、放置車両や倒壊構造物撤去に係る道路管理者等との連携を促進することにより、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(保健医療課、保健センター、建設課、総務課)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、関係機関と連携し、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期整備を求めていく必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化>

○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、新名神高速道路等の高速道路のネットワークの整備や JR 奈良線の全線 複線化を求めていく必要がある。(再掲)

(総務課、建設課、企画財政課)

〈指標:現状値(R1)〉

- (再掲) 道路整備率 (幅員 4m以上) 44,816m
- (再掲) 歩道整備延長 1,779m
- ・(再掲)国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス町道整備箇所 0箇所

5-5 食料等の安定供給の停滞

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通・物流施設の耐災害性の向上>

○ 救急救援活動に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路や避難路について、道路橋の 耐震化や法面防災対策を計画的に実施する必要がある。(再掲)

(建設課)

○ 医療機関との情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、放置車両や倒壊構造物撤去に係る道路管理者等との連携を促進することにより、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(保健医療課、保健センター、建設課、総務課)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、関係機関と連携し、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期整備を求めていく必要がある。(再掲)

(建設課)

<交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化>

○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、新名神高速道路等の高速道路のネットワークの整備や JR 奈良線の全線 複線化を求めていく必要がある。(再掲)

(総務課、建設課、企画財政課)

<資材の供給体制の整備>

○ 農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する必要がある。

(産業環境課)

〈指標:現狀値(R1)〉

- ・(再掲) 道路整備率(幅員 4m以上) 44,816m
- (再掲) 歩道整備延長 1,779m
- ・(再掲) 国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス町道整備箇所 0箇所
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる。
 - 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

<ライフライン施設の応急復旧体制の構築等>

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時 応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する必要がある。(再掲)
 - (総務課、建設課)
- 鉄道及びライフライン事業者に対し、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を要請し、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る必要がある。(再掲) (総務課、上下水道課)
- 電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化及び平時から適切な維持管理及び台帳整備を促進する必要がある。(再掲)

(上下水道課、建設課)

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程 や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ラ イフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(上下水道課、総務課、産業環境課)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<上水道施設の耐震化>

○ 上水道施設の耐震化を着実に推進する必要がある。(再掲)

(上下水道課)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策>

○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場における耐震化の着実な 実施を府へ求めるとともに、あわせて、老朽化した下水管渠をはじめとする汚水処理施 設の改築、更新、耐震化を推進する必要がある。

(上下水道課)

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。(再掲)

(建設課)

〈指標:現状値 (R1)〉

- (再掲) 道路整備率(幅員 4m以上) 44,816m
- (再掲) 歩道整備延長 1,779m

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<地震や火災に強いまちづくりの推進>

○ 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化 や建替えなどを促進する必要がある。(再掲)

(建設課)

○ 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備を 面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を、府や関係団体等と連携しな がら推進する必要がある。(再掲)

(建設課)

<文化財の防火対策>

○ 文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、町は、 消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火訓練等を実施し、文 化財を救出する体制の構築を推進する必要がある。

(社会教育課、総務課)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通 麻痺

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。

(建設課)

〈指標:現狀値 (R1)〉

- (再掲) 道路整備率 (幅員 4m以上) 44,816m
- (再掲) 歩道整備延長 1,779m

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

<総合的な治水対策>

○ 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、ため 池の決壊防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザード マップの作成、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を行 う必要がある。

(総務課)

<河川、下水道施設の整備推進>

○ 木津川堤防の強化工事、樋門の内水強制排除設備の整備、また、木津川河川区域内 の立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら着実に推進する必要がある。

(建設課)

〈指標:現状値(R1)〉

- ・(再掲) 防災重点ため池の調査 完了
- ・(再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 完了
- ・(再掲) 内水ハザードマップ作成 0%

7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

<農地・農業用施設の防災対策>

○ ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの活用、ため池監視システムの整備等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓

発する必要がある。

(総務課、産業環境課)

○ 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する必要がある。

(産業環境課)

○ 地すべりにより農地等が流亡・埋設する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。

(産業環境課)

<資材の供給体制の整備>

○ 農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する必要がある。

(産業環境課)

<森林の整備・保全>

- 竹林の拡大防止等森林保全管理の着実な実施と治山事業の推進による森林の多面的機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については要適正管理森林制度等の活用や森林整備等を推進し、二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。
- 効率的な森林の施業と適切な森林保護を推進するため、森林の経営管理の集積・集約 化、自然的条件等が不利な森林の適切な管理、所有者不明森林への対応、森林境界の明 確化など新たな森林管理システムの構築を図る必要がある。

(産業環境課)

<町内農産物の風評被害防止>

○ 正しい情報の迅速・的確な提供により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや 体制作りを平時から推進する必要がある。

(産業環境課)

〈指標:現状値(R1)〉

- ・農と環境を守る地域協働活動(日本型直接支払のうち多面的機能支払) 49ha
- ·間伐実施面積 30ha
- ・(再掲) 防災重点ため池の調査 完了
- ・(再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 完了

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

<災害廃棄物処理>

○ 災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の一次集積所を確保するとともに、ごみ収 集車等の計画的更新を図る必要がある。

(産業環境課)

〈指標:現状値(R1)〉

•「井手町災害廃棄物処理計画」 未策定

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術 者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる 事態

<生活と住居の再建支援>

○ 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティーの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備など、「共助」の推進に寄与する取り組みを支援する必要がある。

(総務課、産業環境課)

○ 被災した際、地域コミュニティーの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興、まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する必要がある。

(総務課)

8-3 地域コミュニティーの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

く生活と住居の再建支援>

○ 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、 平時から、地域コミュニティーの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献 活動の環境整備など、「共助」の推進に寄与する取り組みを支援する必要がある。 (再掲)

(総務課、産業環境課)

○ 被災した際、地域コミュニティーの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興、まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する必要がある。 (再掲)

(総務課)

8-4 風評被害等による町経済等への甚大な影響

<観光業や農業の風評被害対策>

○ 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農産物

の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から 推進する必要がある。

(産業環境課)

8-5 基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する必要がある。

(建設課)

〈指標:現状値 (R1)〉

• (再掲) 道路整備率(幅員 4m以上) 44,816m

· (再掲) 歩道整備延長 1,779m